

<参考資料①>

人口推計（総務省統計局）

人口推計
平成30年4月20日
総務省統計局

人 口 推 計

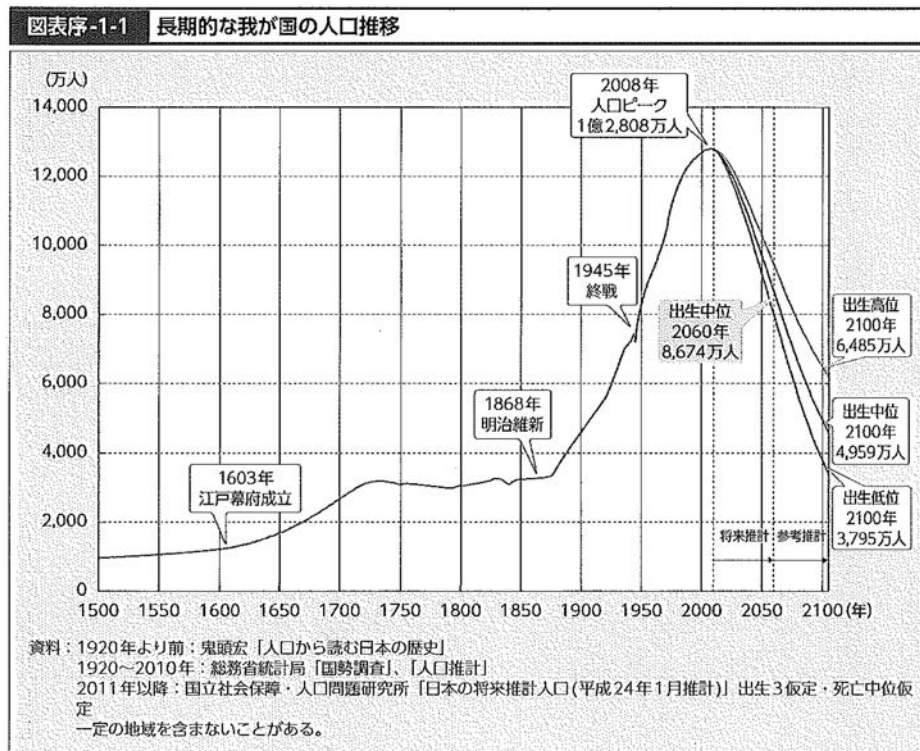
— 平成30年4月報 —

【平成30年4月1日現在（概算値）】		
<総人口>	1億2653万人で、前年同月に比べ減少	▲23万人（▲0.18%）
【平成29年11月1日現在（確定値）】		
<総人口>	1億2671万4千人で、前年同月に比べ減少	▲22万3千人（▲0.18%）
・15歳未満人口は	1557万5千人で、前年同月に比べ減少	▲18万5千人（▲1.17%）
・15～64歳人口は	7594万9千人で、前年同月に比べ減少	▲59万6千人（▲0.78%）
・65歳以上人口は	3519万人で、前年同月に比べ増加	55万8千人（1.61%）
<日本人人口>	1億2461万4千人で、前年同月に比べ減少	▲37万5千人（▲0.30%）

出典： 総務省統計局（平成30年4月報）より

<参考資料②>

長期的な我が国の人口推移



出典： 平成27年版 厚生労働白書

序章「人口減少の見通しとその影響」第1節「人口減少の見通し」より

<参考資料③>

全国の移動状況（日本人移動者）

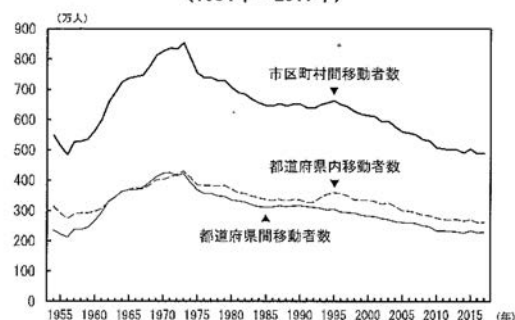
1 全国の移動状況（日本人移動者）

都道府県間移動者数は2年ぶりの増加

- 2017年における日本人の市区町村間移動者数は489万3581人となり、2年ぶりの増加
- 都道府県間移動者数は228万7310人となり、2年ぶりの増加
- 都道府県内移動者数は260万6271人となり、2年ぶりの増加

（「結果の概要」1ページ）

図1 移動者数の推移（日本人移動者）
（1954年～2017年）



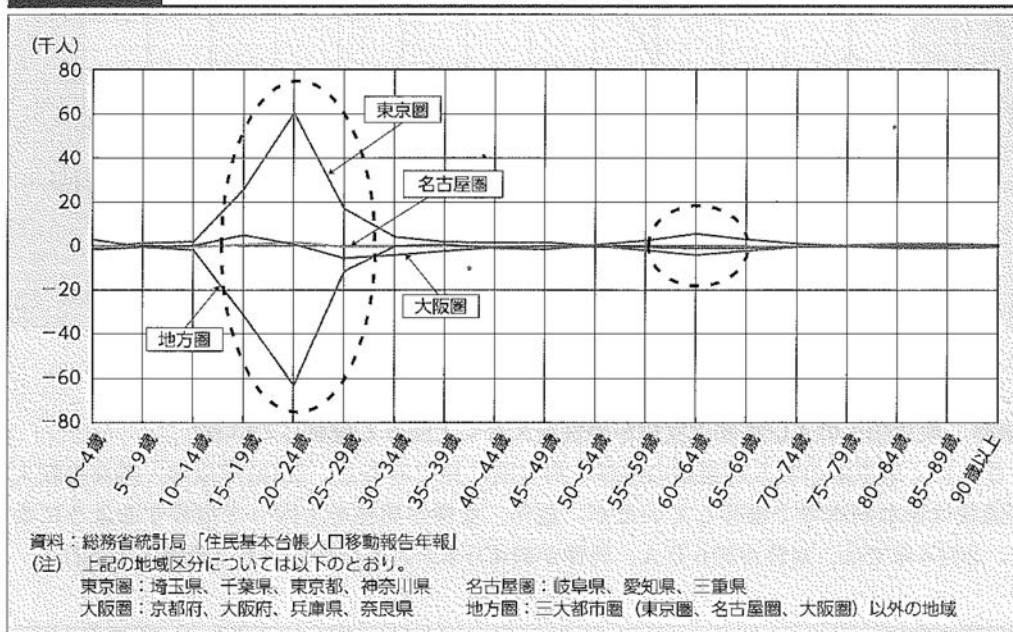
出典： 総務省 報道資料

—住民基本台帳人口移動報告 2017年結果（要約）—より

<参考資料④>

三大都市圏・地方圏の年齢別転入超過数の状況

図表1-1-23 三大都市圏・地方圏の年齢別転入超過数の状況（2014年）



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

(注) 上記の地域区分については以下のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

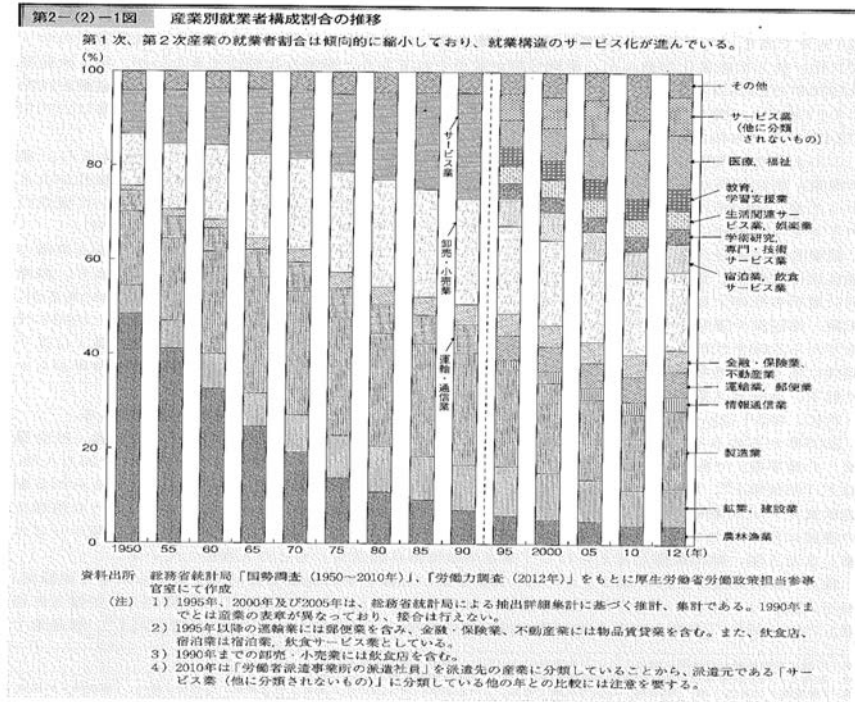
地方圏：三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）以外の地域

出典：平成27年版 厚生労働白書

第1部 人口減少社会を考える 第1節「我が国の人口の概況」の
「東京圏への人口の集中は、若者が中心」より

<参考資料⑤>

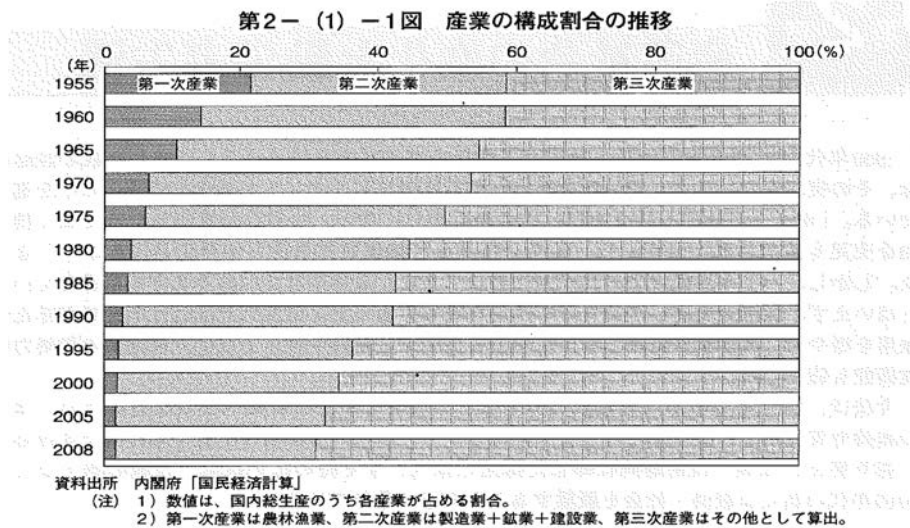
産業別就業者構成割合の推移



出典： 平成 25 年版 労働経済の分析
第 2 節—産業構造、職業構造の推移—より

<参考資料⑥>

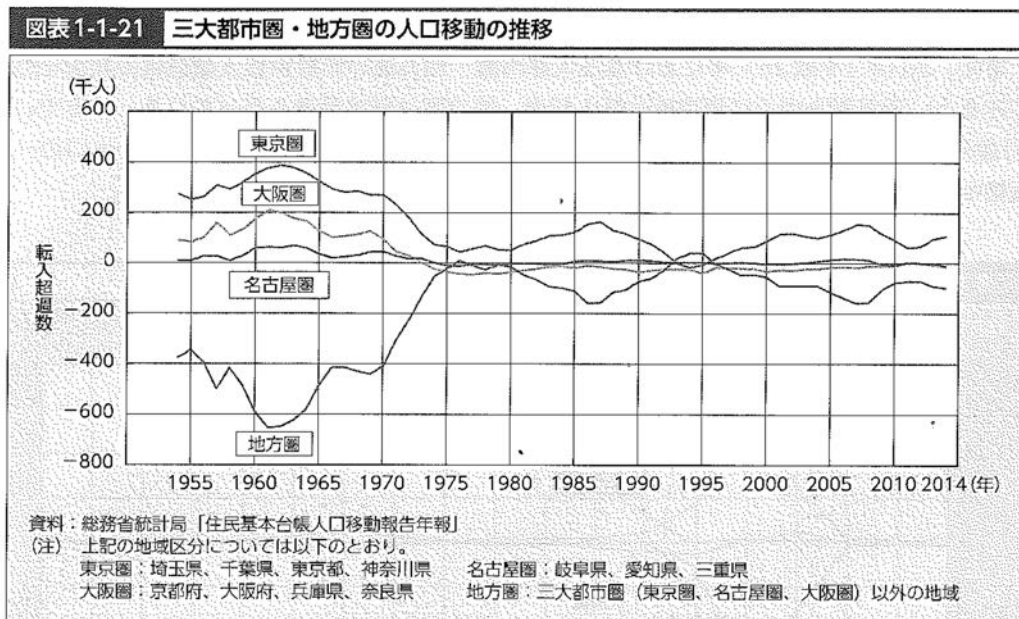
産業の構成割合の推移



出典： 平成 22 年版 労働経済の分析
—産業社会の変化と雇用・賃金の動向—より

<参考資料⑦>

三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



出典：平成 27 年版 厚生労働白書

第 1 章「人口減少社会」の第 1 節「我が国の人口の概況」より

兵庫の転出超過全国2位

17年、667人東京一極集中が加速

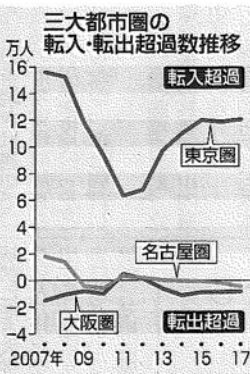
総務省が29日公表した2017年の人口移動報告によると、東京圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)は転入者が転出者を11万9779人上回る「転入超過」だった。転入超過は2年連続で、超過人数は2年ぶりに増え、09年

以降で最大。全市町村の76歳以上の転入超過が目立ち、担

一極集中が加速している。学や就職などを機会として

「地方創生」を掲げる安倍政権は、施策の抜本的な見直しを迫られそうだ。

総務省によると、15、17ある大学の定員増を原則禁



人口移動報告 市区町村をまたいで移動した住民の動向を把握するため、住民基本台帳法に基づき、転入者の住所や性別、年齢などを集計している。役場に転入届を出した人が対象で、市区町村内の移動や海外からの転入は反映されない。総務省統計局は月ごとにデータをまとめており、毎年1月ごろに前年1年間の結果を発表している。

止する法案を開会中の通常国会に提出する。

三大都市圏のうち、東京圏の転入超過数は16年に5年ぶりに減少したが、17年は1911人増加した。名古屋圏(愛知、岐阜、三重)は4979人、大阪圏(大阪、兵庫、京都、奈良)は8825人の転出超過で、ともに5年連続。

都道府県別では、東京圏4都県と愛知、大阪、福岡の計7都府県が転入超過。超過数は東京の7万5498人が最も多く、千葉の1万6203人、埼玉の1万4923人が続いた。

転出超過は40道府県。福島8395人が最多で、次いで兵庫の6657人、北海道の6569人だった。

全1719市町村(東京23区は1市として集計)のうち、転出超過は1311市町村だった。北九州市が4年連続で最も多く、2248人。堺市の2211人、長崎市の1888人が続いた。

17年人口移動報告

政権の地方創生 行き詰まり必至

解説

東京圏の転入超過数が2年ぶりに増えた2017年人口移動報告は、安倍政権が掲げる「地方創生」の行き詰まりを示している。東京圏の転入超過を20年に解消する政府目標の達成は絶望的な情勢だ。(一面参照)

政府は、まち・ひと・しごと創生法に「東京圏への人口の過度な集中を是正する」と明記し、15年度から5年かけて取り組む総合戦略

略を作った。具体策として本社機能を東京23区から地方に移す企業への優遇税制を打ち出した。ただ、利用企業は昨年11月時点で19社にとどまる。18年度からは中部・近畿の中心部への移転も優遇対象に加えるが「税金が多少安くなるくらいで企業は動かない」(与党関係者)との声もある。政府は次の一手として、東京23区にある大学の定員

兵庫 転出防止の特効薬なし

転出・転入超過数の上位10自治体 ※単位は人

転出超過		転入超過	
1 北九州市	2,248	1 東京23区	61,158
2 堺市	2,211	2 大阪市	10,691
3 長崎市	1,888	3 札幌市	8,779
4 那覇市	1,537	4 福岡市	8,678
5 神戸市	1,507	5 さいたま市	8,234
6 呉市(広島)	1,361	6 川崎市	7,502
7 日立市(茨城)	1,215	7 名古屋市	4,874
8 横須賀市(神奈川)	1,112	8 流山市(千葉)	3,909
9 加古川市(兵庫)	1,086	9 柏市(千葉)	3,153
10 南相馬市(福島)	1,081	10 船橋市(千葉)	2,813

超過市町 神戸5位、加古川9位

2017年の都道府県別人口移動報告で、転出者が転入者を上回る「転出超過」の人数が全国ワースト2位となった兵庫。転出超過は6年連続で、14年11月

スト3位▽15年11月同2位▽16年11月同3位と低迷が続く。20代前半の若者が就職で東京に出るケースが多いため、県は昨年「兵庫で

規制と地方大学の支援を盛り込んだ法案を国会に提出する。進捗する若者に地方にとどまってもらう狙いだが、効果は見通せない。

政府は昨年、地方創生の進み具合を総点検し、東京圏の転入超過解消に関する数値目標などを維持した。しかし、今回の報告結果は

対策が不十分であることを改めて突き付けた。実効性ある施策の実現に向け、問題点を洗い出す作業が必要だ。

働こうプロジェクト」を展開。県内の全ての四年制大学と協定を結び、地元企業の採用情報を提供するなど兵庫での就職を後押しするが、特効薬はない状況だ。

ただ今回、順位は悪化した。だが、「転出超過の幅は縮んだ」と県の担当者。転出超過数は12年から4年連続で増えていたが、15年11月409人▽16年11月6760人▽17年11月6571人と、わずかながら2年連続で減少した。県が要望していた、東京23区内の大学の定員を抑制する政府方針も決まり、その効果にも期待を寄せる。

一方、市町村別でも兵庫の転出超過は上位にランクインし、神戸市が1507人と全国5番目、加古川市が1086人と同9番目となった。

(黒田勝俊)

議員多数で兼業制限は緩和 定数減らし住民も審議参加

地方議会担い手確保2案

総務省研究会 小規模自治体対象

総務省の有識者研究会(座長・小田切徳美明治大教授)は26日、小規模な市町村は、現行の地方議会制度に加え、新たに「一つの仕組みを選べるようにする報告書を野田聖子総務相に提出した。議員の兼業・兼職制限を緩和する「多数参画型」と、少数の専門的議員で構成し重要議案の審議に住民参加を新たに認める「集中専門型」の2種類。人口減少が進む中、議会を多様化させ、議員のなり手を確保するのが狙いだ。

政府は対象の自治体などを首相の諮問機関、地方制度調査会で検討し、早ければ来年の通常国会で法改正を目指す。ただ、全国町村議会議長会などは、「地方分権改革に逆行する」「市町村議会からの意見聴取を後回しにして」と反対。

新たな議会制度のイメージ

	多数参画型	集中専門型
定数	多数(選挙区細かく)	少数
活動	非専門的・副収入の水準	専門的・生活給を保障
議会運営	夜間・休日中心	本会議のみ・平日昼中心
兼業	議員は禁止する制限を緩和	現行通り禁止
非職	他自治体職員も立候補可能	候補で退職し立候補を認めない
住民参加	議案審議に住民参加	議案審議に住民参加

論は難航しそうだ。報告書によると、自治体は、現行議会の維持か、新たな仕組みのうちのいずれかを選択し、条例で定める。多数型は、非専門的に活動し、議員報酬を副収入的な水準に抑制。選挙区を集落や小学校単位などに細かくし、議会は仕事と両立でき

きるよう平日夜や土日に開く。兼業・兼職制限も緩和し、自治体と取引がある企業の役員、他自治体の職員も選出できる。取引の公正さを保つため、議会の議決対象から契約、財産処分を外す一方、監査委員のチェックや情報公開を徹底する。

専門型は、生活給を保障する水準の報酬を支給。議員が減る場合も想定されるため、裁判員のように有権者から選ぶ「議会参画員」が重要議案の審議に加わる。参画員は議決権はなく、参加した日は費用を支払う。多数・専門型ともサラリーマンらが立候補しやすい環境を整える。立候補で仕事を休んだ際、雇い主の利益をとり扱いを禁止。多数型は議員活動に伴う休暇にも適用する。専門型では、公務員が立候補して落選した場合、議員を務めた後の復職制度を設ける。

地方議会に関する総務研究会の報告書は、全国一律の仕組みから転換し、議会の形を大きく変える内容だ。現場の議員には評価する声も

国主導改革 評価と反発

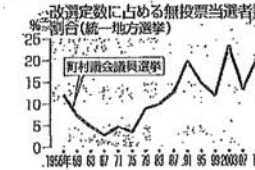
増える仕事

2015年の統一地方選では、改選定数に対し、町村議員の21.8%が無投票だった。自治体規模でみると、人口千人未満は約9%が無投票だ。

新潟県のある町議は、告示の開始まで立候補者を募り、若いが減り、町内地区ごとに候補者を出す仕組みも機能しなくなった。人口減少は別の事情もある。かつては「勢い高層者の懸念事項になりがちで、活力を欠く」と批判もある（06年の全国町村議会議員の研究会報告書と書かれた町議員。しかし、議改で審議の対象が増え、平均報酬月額約21万3千円では、割に合わないと感じる人も増えている。

機能低下
・徳島県行町議は、研究会が「新制度の」多数

あるが「賛成ならぬ」と異論も出ている。議会自体は国主導の進め方に「二方の提案、地方分権改革に賛成する」と不快感を隠さず、対立が深まれば、改革自体が停滞する恐れもある（下面参照）



現場議員「議会の敷居下ががる」

議長会「一方的、分権に逆行」

参画型に対し「議会の敷居の機能低下を懸念」案中、議会多数型、参画型の3タイプに、住居目標の議論ができるようになるので「一定の理解を示す。半面「働きながら活動するには企業との連携が欠かせない」として、兼業議員を増やすのは簡単ではない」とみる。

異論も根強い。長野県東村の松尾真樹議長は、多数型について「議員は1年間でするものではない」と議

町村議員の75%が60歳以上

総務省の有識者研究会が地方議会の新たな仕組みを提言しました。

Q 現状の問題はありますか。

A 小さな自治体は議員のなり手が不足し、無投票当選も増えています。高知県大川村は昨年、定数確保が難しいとして、住民が直接審議する「町村議会の形を一時、検討しました。

Q 背景は。

A 人口減少、少子高齢化です。町村議員は昨年7月1日時点で60歳以上が75%を占めます。研究会の報告書は、地方分

Q&A 地方議会見直し

権に伴って議会の議決対象が広がり、議員の拘束時間が長くなって、一般の人は参画しにくいとも分析しています。

Q 町村議会はなぜ必要ですか。

A 地方自治法に基づく設置例は、1950年代の東京部の離島・旧手津木村しかなかった。有権者のほとんどが勢ぞろいするようになったため、研究会は「実効的な参画は困難」と指摘しています。

Q どうすればいいのですか。

A 研究会は、小規模な市町村の規模を詳しく仕組みを模範村では、現行の議会以外に、二

機上空間
金井利幸大教授(自治体行政学)は、議員の定数や報酬は今でも地域の判断

つの新タイプも案外で進べるようにしていると見ます。非専業の多数の議員が夜間や休日仕事をする「多数参画型」と、少数の専業的な議員が構成する「集中参画型」です。

Q 目的は。

A 議員報酬や選出方法を更し、選出方法を更し、人材を確保するため、多数型では議員の関係企業も自治体からの請負を認め、他自治体の職員が非専業できるように。サラリーマンや公務員が立候補しやすい環境をつくりたい。

Q 今後は。

A 政府は、対象となる市町村の規模を詳しく仕組みを模範

住民参画を意図
総務省研究会の座長を務めた小田切徳英・明治大教授は結中「町村議員」の精神を生かす形で、住民参画を重要議案の審議に住民参画を多パッケージとして、具体的な制度案を示した。今の制度でも兼業性がある。一計の緩和が認められる可能性があり、さまざまな議論を導んでいる。

機上空間
研究会は、非公開で検討。地方議会の代表者に加わらず、報告書に関する議会関係者への事前の撤回もほとんどなかった。ある関係者は「議会の意見も聞かずに報告書をもとめるなんて前代未聞。議会を活性化させて小さな町村をつぶし、合併に誘導しようとしているのではないかと懸念」